⑸　九州支所もみじ山　（単位：円）

①	資産種類		土地	立木竹	
②	資産名称		宅地	樹木	
③	帳簿価格	⑴取得価格	76,600,000	35,590	
		⑵減価償却	0	35,589	
		⑶帳簿価格	76,600,000	1	
④	不要財産となった理由		試験研究の終了に伴い不要となったため	試験研究の終了に伴い不要となったため	
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	
⑥	譲渡収入の額		該当はありません	該当はありません	
⑦	控除費用		該当はありません	該当はありません	
⑧	国庫納付等の額納付年月日	⑴国庫納付額	現物納付のため該当はありません	現物納付のため該当はありません	
		納付年月日	平成29年１月23日	平成29年１月23日	
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―	
		納付年月日	―	―	
		⑶その他民間等への払戻額	―	―	
		納付年月日	―	―	
⑨	減資額		76,600,000	35,590	
⑩	備考		熊本県熊本市		

（特定地域整備等勘定）

（単位：円）

①	資産種類		土地	建物
②	資産名称		職員宿舎第３号用地	職員宿舎第３号
③	帳簿価格	⑴取得価格	93,800,000	1
		⑵減価償却	0	0
		⑶帳簿価格	93,800,000	1
④	不要財産となった理由		事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため	事業の縮小等に伴い使用予定のない施設となったため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付
⑥	譲渡収入の額		該当はありません	該当はありません
⑦	控除費用		該当はありません	該当はありません
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑴国庫納付額	現物納付のため該当はありません	現物納付のため該当はありません
		納付年月日	平成29年２月16日	平成29年２月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―
		納付年月日	―	―
		⑶その他民間等への払戻額	―	―
		納付年月日	―	―
⑨	減資額		93,800,000	1
⑩	備考		東京都杉並区	東京都杉並区

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（追加情報）

⑴　行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しませんが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　37,132,714円

⑵　組織の名称に関する事項

当法人は、平成28年５月13日に可決成立した「森林法等の一部を改正する法律」により平成29年４月１日に「国立研究開発法人森林研究・整備機構」と改称されることとなっております。

利益の処分に関する書類

利益の処分に関する書類　（単位：円）

区　分	研究・育種勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	計
Ⅰ　当期未処分利益	57,863,077	725,344,496	153,281,670	324,608,788	1,261,098,031
当期総利益	57,863,077	725,344,496	153,281,670	324,608,788	1,261,098,031
Ⅱ　利益処分額					
積立金	57,863,077	725,344,496	153,281,670	324,608,788	1,261,098,031
計	57,863,077	725,344,496	153,281,670	324,608,788	1,261,098,031

附属明細書については、独立行政法人通則法第38条第４項第２号に基づき、下記アドレスに電子公告による公告をしております。

http://www.ffpri.affrc.go.jp/koukaijouhou/zaimu/documents/h28zaimu-houjin.pdf

第明治三十種郵年便三物月認三十一日可